

北栄町農地賃借料情報

(令和4年1月)

単位:円

農地区分	細目	適用区域	最高額	最低額	平均額	データ数
田	上	大区画整備田及び給水設備がある田又はこれに準ずる田	15,000	3,000	10,000	35筆
	中	圃場整備された生産力の高い田	10,000	2,000	7,100	107筆
	下	耕作条件が悪く生産性の低い田	実績がありません			0筆
砂丘畑	上	砂丘畑灌漑施設区域(中北条地区)	15,000	6,000	11,400	25筆
	中	砂丘畑灌漑施設区域で上記以外の地区	17,000	4,000	10,200	39筆
	下	上記以外の区域	実績がありません			0筆
普通畑	上	圃場整備された区域	15,000	3,000	8,700	54筆
	下	上記以外の区域	実績がありません			0筆

1 令和3年1月から令和3年12月までの間に3年以上の利用権が設定された10アール以上の農地の10アール当たり賃借料です。

2 賃借料は、農地の形状、勾配、地理条件等により双方の合意で決定します。適用区域に示す賃借料を参考にしてください。

■ご注意ください■

田畑の転用(農地を住宅用地や駐車場等の農地以外にする行為)や、農地を一時的に使用する行為(臨時の資材置場等)は、農地法による知事の転用許可が必要です。

このような場合は、事前に農業委員会事務局(37-3135)にご相談ください。